

徳島県公安委員会規則第14号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年11月22日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第4項第1号ア及び第4条の2第3項第1号中「自動車検査証」を「自動車検査証記録事項が記載された書面」に改める。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。